

処 分 基 準

令和8年4月1日 作成

法 令 名:自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項:第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法 第66条の2第1項
処 分 の 概 要:過労運転に係る指示
原権者(委任先):長崎県公安委員会
法 令 の 定 め:道路交通法第66条の2第1項
処 分 基 準: 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先:長崎県警察本部交通部交通企画課安全対策係 電話 095-820-0110 (内線 5031)
備 考:

別紙

過労運転に係る指示の運用基準

1 用語の定義

この運用基準等において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 指示

道路交通法（以下「法」という。）第 66 条の 2 第 1 項の規定による指示をいう。

(2) 指示に係る使用制限

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき、長崎県公安委員会が自動車運転代行業者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(3) 運転代行業務

ア 運転代行業務

代行運転自動車又は随伴用自動車を運転する業務をいう。

イ 代行運転自動車

自動車運転代行業を営む者による代行運転役務の対象となっている自動車をいう。

ウ 随伴用自動車

自動車運転代行業の用に供される自動車のうち、代行運転自動車の随伴に用いられるものをいう。

エ 自動車運転代行業者

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「運転代行業法」という。）第 4 条の規定により公安委員会の認定を受けて自動車運転代行業を営む者をいう。

オ 自動車運転代行業者等

自動車運転代行業者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

(4) 点数の付与

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 26 条の 7 第 1 項の規定により点数を付することをいう。

(5) 累計点数

令第 26 条の 7 第 1 項に規定する当該自動車運転代行業者が使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数をいう。

(6) 前歴の回数

令第 26 条の 7 第 1 項の表 2 の備考に規定する前歴の回数をいう。

2 指示に係る弁明の機会の付与

指示は、行政手続法（平成5年法律第88号）上不利益処分に当たることから、同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与の手続を執ること。

3 聴聞

指示に係る使用制限は、自動車の使用者に対して直接に義務を課すものであり、不利益処分に当たる。したがって、指示に係る使用制限を行おうとするときは、行政手続法の区分によれば弁明の機会の付与を行うこととなるが、手続保障の観点から、聴聞の手続をとることとされている（法第75条の2第3項において準用する法第75条第4項から第8項まで）。

4 指示に係る使用制限の対象自動車

指示に係る使用制限の対象となる自動車は、指示を受けた自動車運転代行業者が使用する自動車であり、かつ、指示に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。

5 指示の運用基準

(1) 過労運転（法第66条に規定する理由のうち、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為）に係る指示は、運転代行業務に関し過労運転が行われた場合において、次のアからカのいずれかの要件に該当し、

- 当該自動車の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。
- 当該自動車による運行について、過労運転が行われていないかどうか的確に把握されていない。
- 当該自動車の運転者に対して運行前の点呼等により過労運転となるおそれのある状態で自動車を運転させないようにするための措置が的確に行われていない。
- 顧客から運転代行の依頼を受けた際の配車指示等が、過労運転の防止に留意したものとなっていない。

など、当該自動車運転代行業者が当該自動車につき過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

ア 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両について、過去1年以内に1回以上の過労運転が行われた場合

イ 自動車運転代行業者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 自動車運転代行業者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に過労運転行為に係る指示（運転代行業務に関し行われた違反に係る指示を除く。）を受けた者である場合

オ 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者である場合

カ 自動車運転代行業者が過去1年以内に、過労運転に係る指示に違反したとして、運転代行業法第23条第1項等の規定により、営業の停止を命令された者である場合

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア (1)のアからカまでのいずれかに該当することとなる過労運転について、運転代行業法第22条第1項等の規定による指示又は同法23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなる場合

イ 指示の対象となるべき自動車運転代行業者が、運転代行業務に関し、過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

(3) 「自動車運転代行業務に関し」とは、自動車運転代行業者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味であり、運転代行業務と一般営業活動等その他の業務の双方が含まれる。したがって、例えば、運転代行業務に関し過労運転が行われた場合は、その時点から過去1年以内に、運転代行業務に関してかその他の業務に関してかを問わず、当該自動車運転代行業者の業務に関して1回以上の過労運転が行われていれば、上記(1)アにより、指示の対象となる。

6 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

7 指示の内容

運転代行業務に関し行われた違反について指示を行う場合には、指示に係る自動車を個別に特定することなく、運転代行業務全般に関して、過労運転を防止するために必要な措置を採ることを指示するものとする。

8 留意事項

(1) 上記5(1)、(2)が適用されるのは、運転代行業務に関して行われた過労運転に係る指示である。

(2) 運転者が自動車運転代行業である場合においても、その運転代行業務に関し行われた過労運転は、上記5(1)、(2)に定める基準により、指示の対象となること。

(3) 指示の内容の確定に当たっては、自動車運転代行業者が過労運転を防止するために講じている措置の内容等を確認するとともに、必要に応じて、法第75条の2の

2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどにより疑問点の解明に務め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配慮すること。